

STX 人権方針

株式会社 STX は、当社の事業活動が影響を及ぼすすべての人々の人権が侵害されることのないよう、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、ここに「株式会社 STX 人権方針」（以下、本方針）を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 本方針の位置づけと適用範囲

STX 人権方針（以下人権方針）は、株式会社 STX の経営理念に基づいて人権尊重の取組みの方針を定めるものです。

私たちの人権方針は、当社の全ての役員・従業員（正社員・契約社員・嘱託・臨時従業員等を含むすべての従業員）に対し適用します。

また、取引先、ビジネスパートナー、お客様にも本方針を理解し、人権を尊重に努めていただくよう働きかけます。

2. 国際規範への準拠

私たちは、グローバル企業として、世界中どこでも、異なる価値観や文化を持つ相手を認め、尊重します。

また、事業を行う各国・地域の法令を遵守するとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」および経済協力開発機構（OECD）の「多国籍企業行動指針」等の国際規範を支持・尊重し、すべてのステークホルダーに対して、人権尊重の責任を果たすよう努めます。

私たちは事業活動を行うそれぞれの国・地域において、その国の国内法、その他の規制を遵守しますが、当該国の国内法と国際的な人権基準が異なる場合には、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

3. ステークホルダーの人権尊重

私たちは、社員一人ひとりの基本的人権を尊重し、国籍・人種・宗教・性別・年齢・障がい・その他の理由による不当な差別、あらゆるハラスメント等の人を傷つける行為を決して許しません。また、児童労働・強制労働・不当な低賃金労働を行いません。

私たちは、CSR 調達を実施することで、事業に関わるサプライチェーン全体を通じて人権尊重の推進に努めます。

また、人権侵害への加担をしません。

4. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権デューデリジェンスの仕組みを通じて、事業活動に伴う人権への負の影響の把握に努め、その回避または軽減を図るよう努めます。

5. 救済措置

私たちが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、ステークホルダーに対する救済措置を含め、迅速かつ適切に対処します。

6. 教育・研修

私たちは、社員一人ひとりに人権問題への啓発・教育を進め、正しい理解が進むように取り組みます。

7. 人権尊重に関する重点取り組み事項

わたしたちは、

人権に関する国際規範を遵守し、人々の多様性を尊重します。

人権を尊重し、強制労働や児童労働のない事業活動を行います。労働関連の法令を遵守し、若年労働者へ適正な労働条件を提供します。

労働関連の法令を遵守し、労働時間・休日・休暇・賃金・福利厚生などの労働条件を適正に提供します。

従業員との誠実な対話と協議を通じて信頼関係を構築します。

8. 情報開示

私たちは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについてSTXウェブサイトにて報告いたします。

9. 責任者

わたしたちは、総務部門の担当役員を本方針の実践に責任を持つ役員とします。また、当該役員が本方針の実践状況を定期的に取り締役に報告することにより、取締役会が実践状況を監督するものとします。

本方針は、2024年8月29日の取締役会にて決議されており、また、高丸雅弘社長が署名しております。

株式会社 STX

代表取締役 社長執行役員

高丸 雅弘

高丸雅弘